

(新) 不法投棄等の支障除去等事業完了後の跡地等の有効活用
モデル事業

200百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室

1. 事業の概要

不法投棄等の支障除去等事業が完了した事案の跡地や最終処分場の跡地の利活用方策として、地球温暖化防止に資するエネルギー供給のインフラ整備等のモデルを提示し、これら跡地の利活用を進めるとともに、廃棄物の最終処分場の立地等の推進を図る。

2. 事業計画

不法投棄等の支障除去等事業が完了した跡地や最終処分場の跡地を対象に、跡地利活用方策設計のための事前調査や活用可能な地球温暖化防止に資する再生利用可能エネルギー等に係る最新の知見の収集及び整理を行う。

さらに、これらの跡地のうち、当該土地の管理が都道府県等によることが見込まれる事案の区域の中からモデル事業の対象となる区域を複数選定し、各々の区域ごとに当該区域の特徴を踏まえ、太陽熱や太陽光等の再生可能エネルギーの供給等地球温暖化防止に資するインフラ整備等の事業を実施するための詳細かつ具体的な複数のモデル案(当面20年間程度の利活用及び維持管理に関する案)を複数設計し、取りまとめる。

本モデル案の設計に当たっては、当該モデル地域において、太陽熱や太陽光等の再生可能エネルギーの供給等地球温暖化防止に資する設備を実際に設置し、当該設備を実際に稼働し、そこで作られたエネルギー等の活用を試みる。

上記モデル事業の結果をもとに、不法投棄等の跡地等の利活用の推進に係るマニュアルを策定し、本事業で設計した実施可能なモデル等を広く提示し、不法投棄等や最終処分場の跡地を有する都道府県等においてこれら跡地の利活用を推進する。

3. 施策の効果

「負の遺産」と化している不法投棄等の支障除去等事業が完了した跡地や最終処分場の跡地について、これらを活用した地球温暖化防止に資するインフラ整備等を行うことにより、「負の遺産」を解消することができる。とともに地域のイメージアップを図ることができる。

また、最終処分場の跡地を有効活用することで当該施設に対する負のイメージを払拭し、新設が難しい廃棄物の最終処分場の立地の促進を図ることができる。

不法投棄等の支障除去等事業完了後の跡地等の有効活用モデル事業

不法投棄等の支障除去等事業が完了した跡地等が「負の遺産」化

「負のイメージ」がある最終処分場の立地が困難

地球温暖化防止に資する再生利用可能エネルギー等の最新の知見の収集・整理・取りまとめ
複数のモデル地域の選定
モデル区域の跡地利用活用方策設計のための事前調査
利活用方策モデル案の設計
跡地利活用の実証実験の実施(再生可能エネルギー関連施設の設置・稼働)
モデル区域以外の区域に係る情報収集、土地の調査・分析
跡地利活用方策について取りまとめたマニュアルの作成

都道府県等に対して地球温暖化に資するエネルギー供給のインフラ整備等の環境公共事業のモデルを提示。

不法投棄等の跡地等の「負の遺産」の解消・利活用促進
最終処分場に対する「負のイメージ」の払拭・立地促進